

## 認可外保育施設における無償化の範囲及び保育の質の確保等について

## 1 国の方針

- (1) 認可外保育施設は、国が定める認可外保育施設指導監督基準（以下「指導監督基準」という）を満たすことが無償化の要件となる。
- (2) 経過措置として、指導監督基準を満たしていない場合でも、5年間の猶予期間中は無償化の対象とする。
- (3) 区市町村は、待機児童や認可保育所の整備状況などを勘案し、特に必要と認める場合に、条例に区市町村が定めた基準を満たす施設に無償化の対象を限定できる。
- (4) 指導監督基準を満たさない認可外保育施設が指導監督基準を満たし、さらに認可保育所等に移行するための支援を検討。

2 世田谷区内の認可外保育施設の施設数及び定員数・児童数  
別表参照

## 3 区の対応

## (1) 主旨

子どもの安全・安心が保障され、「子どもを中心とした保育」が区内の保育施設で実践されるといった、区がめざす「保育の質」を確保するため、指導監督基準を満たす施設に無償化の対象を限定するための条例の制定を検討する。

ただし、指導監督基準を満たしていない認可外保育施設の利用者の中には、認可保育所等の申し込みをしたものの入園できずに施設を利用している方が一定程度見込まれることから、指導監督基準を満たしていない施設についても条例制定をめざす令和3年4月までの間、経過措置として無償化の対象とする。

## (2) 対応

- ・ 指導監督基準を満たしていない施設の利用状況や保育の質の確保状況等の実態把握を行い、令和3年4月より上記1（3）に基づき、無償化の対象範囲を『指導監督基準を満たす認可外保育施設』とする条例の制定を目指す。
- ・ 条例制定までの間は、指導監督基準を満たしていない施設に対して指導監督基準を満たすよう支援・指導し、改善を求める。

## 4 質の確保等の取り組み

## (1) 改正子ども・子育て支援法に基づく確認（令和元年10月～）

## ① 改正子ども・子育て支援法

国の無償化に伴い、子ども・子育て支援法第30条の11第1項では、認可外保育施設等の確認は市町村長が行うものとしている。

## ② 区としての取り組み

改正法を受け、引き続き東京都との連携のもと、無償化の対象となる認可外保育施設について、届出内容との整合性を確認するとともに、満たすべき教育・保育等の質や運営体制等の確保状況等を把握するなど、確認及び調査等を行う。

(2) 認可外保育施設の指導等（令和2年4月～）

① 指導権限の移管

児童相談所の設置が予定されている令和2年4月以降、児童福祉法に基づき指導権限が移管される予定である。

② 区としての取り組み

指導権限の移管を受け、認可外保育施設に対し適切な指導を行うとともに、認可保育所等と同様、特に保育の質の確保に向けた支援等を実施する。

また、認可外保育施設設置届出前の開設相談の段階において、指導監督基準を満たすよう助言・指導を行う。

(3) 既存施設を活用した移行支援

① 国の方針

国は指導監督基準を満たさない認可外保育施設が指導監督基準を満たし、さらに認可保育所等に移行するための支援を検討している。

② 区としての取り組み

国の方針等を踏まえ、保育の質の確保に向けた巡回による助言指導を行うなど指導監督基準を満たしていない認可外保育施設が経過措置期間中に指導監督基準を満たすことができるよう支援を行う。さらには、既存施設を活用し、認証保育所や認可保育所への移行支援を行っていく。

(4) 多様な保育の充実

夜間や休日等の預け入れが必要であることから、やむを得ず指導監督基準を満たさない施設を利用している場合も想定されることから、利用者の実態把握を行い、必要とされる多様な保育の実施について検討し、充実を図る。

5 スケジュール

令和元年 8月	認可外保育施設における無償化の範囲等に関し、区民及び施設へ周知
令和元年10月～	幼児教育の無償化開始
令和元年10月～	施設及び利用者の実態把握
令和2年 4月～	児童相談所設置に伴う認可外保育施設の指導開始 条例検討（対象施設の基準）
令和3年 4月～	条例施行（予定）

【認可外保育施設への指導・支援のイメージ】

